

大町市教育委員会障がい者活躍推進計画

教育委員会では、障がい者の職業の安定を図ることを目的とする「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、これまで障がい者を対象とした採用選考の実施や、職場環境の整備などに取り組み、障がい者の雇用の促進及び職業の安定を図ってきました。令和元年6月には、障がい者の雇用を一層促進することを目的として、法律の改正が行われ、国及び地方公共団体は、その責務として、自ら率先して障がい者を雇用するように努めることが明確化されました。また、国及び地方公共団体は、障がい者である職員が、その有する能力を有効に発揮して、職業生活において活躍することの推進に関する取組を実施することができるよう、障がい者の活躍に関する計画を定めることとされました。

障がい者である職員が、その能力や適性を生かしながら力を発揮することは、多様な視点による課題解決につながるものであり、また、障がい者への合理的な配慮などにより働きやすい環境づくりに取り組むことは、障がいの有無に関わらず、多くの職員にとっても力を発揮しやすい職場づくりにつながるものです。

そこで、障がい者雇用の促進に努めるとともに、障がい者である職員の職場におけるさらなる活躍の推進を図り、もって組織の活力を向上させることを目的として、本計画を策定します。

令和2年11月1日
大町市教育委員会

1 計画期間

本計画は、令和2年11月1日から令和7年3月31日まで4年5カ月とします。

なお、計画期間内においても、毎年度の実施状況等を検証し、必要に応じて見直しを行います。

2 障がい者雇用に関する現状と課題

教育委員会では、障がい者の募集・採用を行うことで、障がい者雇用の確保に努めてきたことにより、法定雇用率を達成してきております。一方、障がい者である職員の活躍のためには、雇用後における取り組みも重要であることから、合理的配慮の実施による働きやすい環境づくりなど、障がい者である職員の視点や意見をより踏まえた取り組みが必要です。

【教育委員会雇用率の推移】

	令和2年度	令和元年度	平成30年度	平成29年度	平成28年度
実雇用率	3.27%	3.27%	2.50%	2.85%	2.87%
法定雇用率	2.4%	2.4%	2.4%	2.2%	2.2%

3 障がい者の活躍の推進に向けた数値目標

① 採用に関する目標 各年度、実雇用率（各年6月1日時点）を法定雇用率以上とします。

※評価方法…毎年の任免状況通報により把握

② 定着に関する目標 不本意な離職者を極力生じさせません。

※評価方法…退職事由の確認による把握

4 障がい者の活躍の推進に向けた取り組み

(1) 障がい者の活躍を推進する体制整備

① 「障害者雇用推進者」に教育委員会教育次長を選任します。

② 「障害者職業生活相談員」は総務部庶務課職員係長（令和元年12月1日選任報告済み）。

③ 障がい者である職員と面談等のうえ、障害者雇用推進者、障害者職業生活相談員及び学校教育課庶務係長で推進計画の実施状況の点検・見直し等の進捗管理を行います。

(2) 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出

障がい者である職員と面談等により、実情を把握しながら職務の選定及び創出について検討を行います。併せて、障がい者一人ひとりの特性・能力等を把握し、障がい者本人の希望や職場環境を踏まえた上で配置を行います。

(3) 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

① 職務環境 障がい者である職員と面談等により、必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じます。

② 職員募集及び採用 募集及び採用に当たっては、以下の取扱いを行いません。

- ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障がいに限定すること。
- ・ 自力で通勤できることなどの条件を設定すること。
- ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施すること。

③ 評価 障がい者である職員の職務の評価にあたっては、当該職員の特性に合った評価に努めます。

5 その他

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進します。